【契約書別紙】

地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス　重要事項説明書

1．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　話　（052)671-5680（午前9時00分から午後5時00分まで）

担　当　山　科　貴　士　＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2．当事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事　業　所	ハッピーデイサービス
所　在　地	名古屋市熱田区金山町2-8-3ミスミビル1階
介護保険事業所番号	地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス 2370901007
サービスを提供する対象地域	熱田区・中区・瑞穂区・昭和区・中川区・南区 中村区・東区・千種区・港区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（対象地域外の場合　送迎費は1㎞につき100円となりますのでご相談下さい）

（2）当事業所の職員体制

	常　勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	2名	1名	3名
看護職員	1名	3名	4名
介護職員	2名	2名	4名
機能訓練指導員		1名	1名

※機能訓練指導員は看護職員も兼任いたします。

（3）当事務所の設備の概要

定員	15名	静養室	1室　3．6㎡
食堂兼機能訓練室	1室　46．05㎡	相談室	1室　3．23
浴室	一般浴槽があります	送迎車	3台

（4）営業時間及びサービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時45分 （予防介護の場合、提供時間内での時間短縮可）

3．サービス内容

①送　迎　　車椅子用のリフトつきの車両にて送迎いたします。

②食　事　　献立表に応じた食事を提供いたします。

③入　浴　　身体状況に応じた設備で、入浴を行います。

④生活相談　生活相談員が対応いたします。

⑤機能訓練　機能訓練指導員が対応いたします。

4．料　　金

（1）利用料金

＜令和6年6月から＞

①地域密着型通所介護利用料

	（3時間以上4時間未満の場合）			（4時間以上5時間未満の場合）		
	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）

要介護1	444円	889円	1，333円	466円	931円	1，397円
要介護2	511円	1，021円	1，532円	535円	1，070円	1，605円
要介護3	577円	1，153円	1，730円	604円	1，209円	1，813円
要介護4	641円	1，282円	1，922円	672円	1，344円	2，015円
要介護5	708円	1，416円	2，124円	742円	1，485円	2，227円

（5時間以上6時間未満の場合）　（6時間以上7時間未満の場合）

	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要介護1	702円	1，403円	2，105円	724円	1，448円	2，172円
要介護2	829円	1，658円	2，486円	855円	1，711円	2，566円
要介護3	957円	1，914円	2，871円	988円	1，976円	2，964円
要介護4	1，082円	2，164円	3，246円	1，120円	2，241円	3，361円
要介護5	1，211円	2，422円	3，633円	1，252円	2，503円	3，755円

（7時間以上8時間未満の場合）　（8時間以上9時間未満の場合）

	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要介護1	804円	1，608円	2，413円	836円	1，672円	2，509円
要介護2	951円	1，901円	2，852円	988円	1，976円	2，964円
要介護3	1，102円	2，204円	3，307円	1，145円	2，290円	3，435円
要介護4	1，252円	2，503円	3，755円	1，303円	2，606円	3，909円
要介護5	1，401円	2，802円	4，204円	1，458円	2，916円	4，373円

加算・・・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・入浴介助加算（Ⅰ）・口腔機能向上加算（Ⅰ）
科学的介護推進体制加算・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

②予防専門型通所サービス

要支援1	1,920円	3,840円	5,760円
要支援2	3,867円	7,734円	11，601円

加算・・・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・口腔機能向上加算（Ⅰ）
科学的介護推進体制加算・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

③入浴費（要介護のみ）

入浴介助加算（Ⅰ）	420円（1回）介護保険適用時の自己負担額　42円

④昼食費・おやつ・飲み物実費　1食あたり　864円
⑤朝食費　1食あたり　朝食　270円
⑥夕食費　1食あたり　夕食　648円
⑦手作り小物教室　材料費　1作品あたり　324円
⑧タオル代　入浴1回あたり　108円
⑨紙オムツ代　1枚　216円
⑩処置消耗品代　1，080円（月額）

⑪日常生活上必要となる諸費用実費
その他日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

（2）支払方法
利用月の翌月20日までに前月分の請求をいたします。お支払いは原則銀行・郵便局口座からの自動引落としとさせていただきます。引落しは、利用月の翌月27日と致します。尚、27日が銀行・郵便局の休業日の場合は、翌営業日となります。

5．サービスの利用方法
（1）サービスの利用開始
まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終わることができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6．当事業所の特徴等

（1）運営の方針

①当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための援助を行います。

②当事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。
特に、認知症状が見受けられる要介護者に対しては、必要に応じて、その特性に応じたサービスの提供行います。

（2）サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡

送迎時間は事前に連絡いたします。但し、交通状況等により時間が前後する場合があります。また事業所の都合により時間の変更をお願いする場合もあります。

②安全管理体制等の確保

・転倒等を防止するための環境整備を行います。

・事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに無理のない適度なサービス内容を提供するよう努めます。

・利用者からの体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

③体調不良等によるサービスの中止・変更

利用者の体調不良等によりサービスを中止・変更する場合は、家族等に連絡し、対応いたします。

④食事のキャンセル

利用者の体調不良等により食事をキャンセルする場合は、食材料費等の実費はいただきません。

⑤設備、器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用によ

り破損等が生じた場合、賠償して頂く場合がございます。

⑥喫煙

喫煙は家族等の同意があれば原則として自由です。但し、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。

⑦所持品の持ちこみ

貴重品、高額の現金の持ち込みはご遠慮ください。紛失等の責任を負いかねる場合がございます。

⑧ペット類の持ちこみ

事業所内への、ペット類の持ち込みはお断りいたします。

⑨宗教、政治活動

事業所内で、事業所やサービス従業者または他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

⑩金品の譲渡

当センターにおいて利用者、スタッフ間における現金、金券ならびにそれにかわる品物等の譲渡は禁止いたします。

⑪ハラスメントについて

下記の行為はハラスメントに該当する可能性があるために、サービスを中止させていただくことがありますのでご理解・ご了承ください。

1.暴力又は乱暴な言動・無理な要求

・物を投げつける。
・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける。
・怒鳴る、奇声、大声を発する。
・対象範囲外のサービスの強要。　　など

2.セクシャルハラスメント

・介護従事者の体を触る、手を握る。
・腕を引っ張り抱きしめる。
・ヌード写真を見せる。
・性的な話、卑猥な言動をする。　　など

3.その他

・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く。
・ストーカー行為。　　など

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急病院、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">かかりつけ医</td><td>病院名</td><td colspan="2">主治医氏名</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2">TEL</td></tr>
<tr><td>緊急病院</td><td>病院名</td><td>主治医氏名</td><td>TEL</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ご家族</td><td>氏名</td><td colspan="2">TEL</td></tr>
<tr><td colspan="3">住所</td></tr>
<tr><td>メール</td><td colspan="2">LINE</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">TEL</td></tr>
<tr><td colspan="3">住所</td></tr>
<tr><td>メール</td><td colspan="2">LINE</td></tr>
</table>

８．非常災害対策
・防災時の対応　別途定める「ハッピーデイサービス　消防計画」に従って対応いたします。
・防災設備　　自動火災報知器、非常通報装置、消化器を設置
・防災訓練　　別途定める「ハッピーデイサービス消防計画」に従って非難訓練等を実施します。
・防火責任者　高野博幸

９．事故発生時の対応
サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

１０.虐待の防止について
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
(1)虐待防止に関する担当者を選定します。
(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
(3)虐待防止のための指針を整備します。
(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
(5)サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１１.身体拘束の制限
事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

１２．衛生管理等
(1)訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１３．業務継続計画の策定について
(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４．写真撮影許可及び使用の許可について
PR及び広報活動を目的とし、デイサービスで過ごされている日々の様子や行事の写真をパンフレットやホームページへ掲載させていただく可能性がございます。下記の

通りプライバシーに関して十分配慮してまいりますので写真使用の承諾をお願いいたします。
・使用許可をいただけない方は使用いたしません。
・撮影したお写真は個人情報とし最大限の注意を払い、適正に管理いたします。

以下のどちらかにチェックをしてください。

写真撮影許可及び使用を（　□ 承諾する。　□ 承諾しません。　）

15. サービス内容に関する苦情

①当事業者ご利用者相談・苦情担当

担 当　　高野博幸　　電話 070-1616-4001

②その他

当事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 052－959－3087

愛知県国民健康保険団体連合会　　052－971－4165

16. 当法人の概要

法人名称　　ハッピーサポート合同会社

所 在 地　　愛知県名古屋市中区金山2-8-10
ドリームマンション金山401

代 表 者　　代表社員　高野道子

地域密着型通所介護・予防専門型通所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業所

所在地　名古屋市熱田区金山町2-8-3ミスミビル1階

名 称　ハッピーデイサービス

管理者　山 科 貴 士

説明者　氏名

私は、契約書および本書面により、事業所から地域密着型通所介護・予防専門型通所サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者

<氏 名> ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

<氏 名> ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿